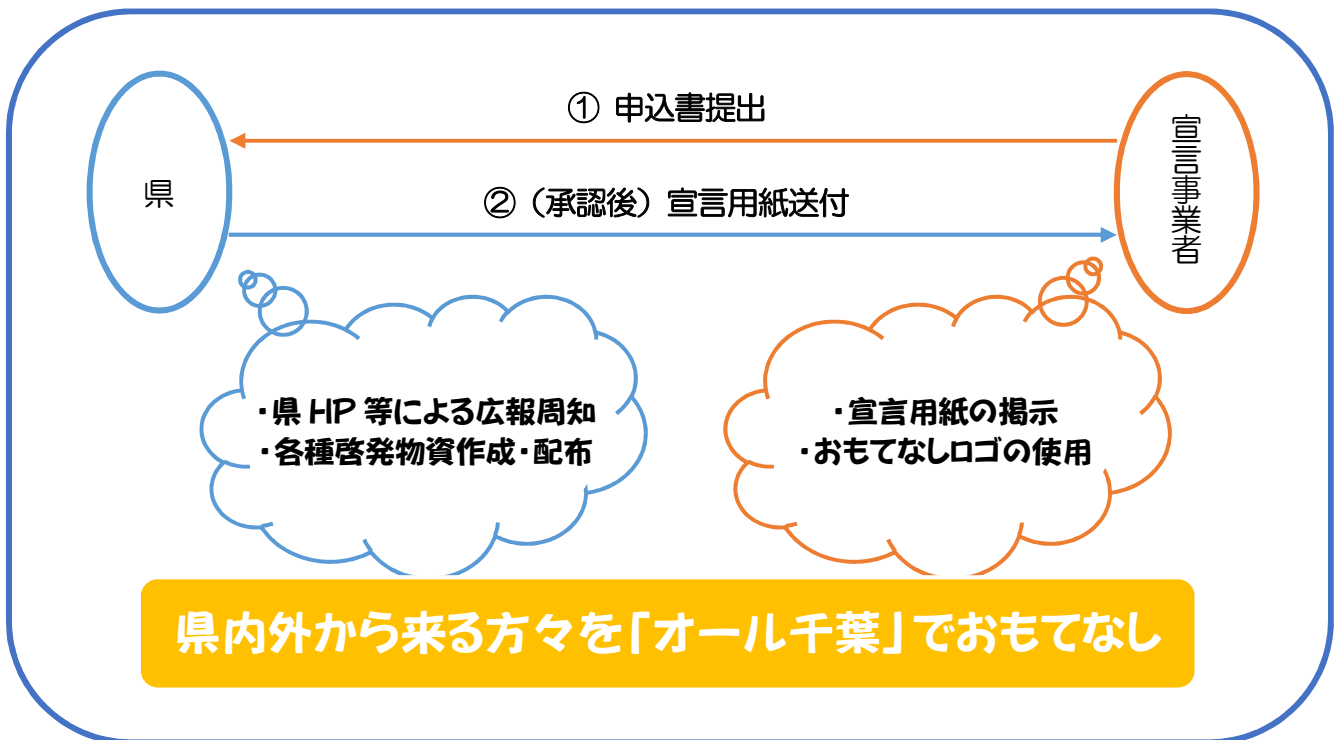


I 千葉おもてなし宣言の概要について

各事業者の皆さま等と連携・協働し、千葉県ならではの「思いやり」「スマイル」「クリーン」の機運を高め、その後のレガシーとしていくため、「オール千葉」で“おもてなし力”の向上を図るための取組です。



1 千葉おもてなし宣言事業者になるためには...

「千葉おもてなし宣言参加申込書（第2号様式）」を作成し、下記申込先にメールでお申込ください。

承認後、「千葉おもてなし宣言用紙（第1号様式）」を交付しますので、“施設名”、“代表者名”を記載の上、店頭等に掲示してください。

なお、半月分を取りまとめの上、承認しますので、宣言用紙の到着には時間がかかることがあります。

<宣言用紙到着までのスケジュール（目安）>

- ・1日～15日まで⇒月末頃
- ・16日～月末まで⇒翌月の15日頃

オール千葉で「おもてなし」



申込先

千葉県 商工労働部 観光企画課
オール千葉おもてなし推進班
E-mail: kanko-o@mz.pref.chiba.lg.jp
問合せ TEL: 043-223-3492

2 千葉おもてなし宣言事業者になると...

<おもてなしロゴの使用申込が不要になります！>

・なお、使用できる場合は、下記に限ります。

(1) おもてなし力向上に取り組むことを目的とし、イベント等は無償で配布する物品等（資材・景品等）やその包装・パッケージに使用する場合。

ただし、有償販売を前提とした物品等の場合は除く。

(2) おもてなし力向上に取り組むことを目的とし、ホームページ、雑誌等への広告掲載や名刺等、広告を目的として使用する場合。

※物品作成する場合は、物品の画像データを上記宛先にメールでご提出ください。

※ロゴの使用については、別紙「Ⅱ おもてなしロゴの概要について」にまとめてありますので、御確認ください。

<千葉おもてなし宣言事業者として、県HP等により、県民に広く周知されます！>

・申込書の内容（個人情報等を除く）を一覧表にして掲載します。

3 千葉おもてなし宣言事業者又はその取組として認められない場合について

(1) 法令その他公序良俗に反する場合

(2) 特定の政治活動や宗教活動に関するものと認められる場合

(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年五月十五日法律七十七号）」第2条第2号に規定する暴力団及び第6号に該当する暴力団員と認められる場合

(4) 申込者が定めるおもてなしの取組が、当事業の趣旨に照らし適当と認められない場合

(5) 前各号に定める場合のほか、千葉県広告事業実施要綱第4条第2項に規定する基準に照らし適当と認められない場合

(6) その他、事業の趣旨に照らし、承認することが不適当と認められる場合

申込書等、各種様式のダウンロードはこちらから！

県HP「千葉おもてなし宣言」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kankou/action/chiba-omotenashi-declaration.html>

